

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月25日(2022.3.25)

【公開番号】特開2021-69568(P2021-69568A)

【公開日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2021-021

【出願番号】特願2019-197154(P2019-197154)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月16日(2022.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口への入球に基づいて抽選を行い、該抽選の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

複数の発光部に対する発光制御を実行する発光制御実行手段を備え、  
前記発光制御実行手段は、

前記抽選の結果が当りの場合に、前記複数の発光部のうちの少なくとも3つ以上の発光部を用いて、互いに異なる3色以上の発光を順次に切り換える第1の多色発光制御を実行する第1の多色発光制御実行手段と、

前記第1の多色発光制御に用いる前記3つ以上の発光部を、非遊技中の特定時期に互いに異なる3色以上の発光で順次に切り換える第2の多色発光制御を実行する第2の多色発光制御実行手段と、を有しており、

さらに、遊技球を発射する際に操作される発射ハンドルと、所定の操作演出を進行する際に操作される演出用操作部と、を備え、

前記第1の多色発光制御による発光は、前記発射ハンドルとは別の前記演出用操作部が操作されたとしても終了させることができないのに対し、

前記第2の多色発光制御による発光は、前記始動口への入球がなくとも前記発射ハンドルとは別の前記演出用操作部が操作されることにより終了させることができるものであり、

さらに、前記第2の多色発光制御に用いられることのない特定発光部を備え、

前記演出用操作部が操作されることにより前記第2の多色発光制御に用いられていた発光部の発光が終了するのに対し、前記特定発光部は、前記演出用操作部が操作されたとしても該操作の前の状態が維持される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

50

本発明は、

始動口への入球に基づいて抽選を行い、該抽選の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

複数の発光部に対する発光制御を実行する発光制御実行手段を備え、

前記発光制御実行手段は、

前記抽選の結果が当りの場合に、前記複数の発光部のうちの少なくとも3つ以上の発光部を用いて、互いに異なる3色以上の発光を順次に切り換える第1の多色発光制御を実行する第1の多色発光制御実行手段と、

前記第1の多色発光制御に用いる前記3つ以上の発光部を、非遊技中の特定時期に互いに異なる3色以上の発光で順次に切り換える第2の多色発光制御を実行する第2の多色発光制御実行手段と、を有しており、

さらに、遊技球を発射する際に操作される発射ハンドルと、所定の操作演出を進行する際に操作される演出用操作部と、を備え、

前記第1の多色発光制御による発光は、前記発射ハンドルとは別の前記演出用操作部が操作されたとしても終了させることができないのに対し、

前記第2の多色発光制御による発光は、前記始動口への入球がなくとも前記発射ハンドルとは別の前記演出用操作部が操作されることにより終了させることができるものである

さらに、前記第2の多色発光制御に用いられることのない特定発光部を備え、

前記演出用操作部が操作されることにより前記第2の多色発光制御に用いられていた発光部の発光が終了するのに対し、前記特定発光部は、前記演出用操作部が操作されたとしても該操作の前の状態が維持される

ことを特徴とする。

**【手続補正3】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0008

**【補正方法】**削除

**【補正の内容】**

10

20

30

40

50